

八代市森林整備計画 樹立計画書



計画期間

自	令和	5年	4月	1日
至	令和	15年	3月	31日

熊 本 県
八代市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する項目	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5	その他必要な事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3	作業路網の整備に関する事項	20

4	その他必要な事項.....	21
第8	その他必要な事項.....	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	23
III	森林の保護に関する事項.....	23
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	23
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	23
2	その他必要な事項.....	24
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	24
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	24
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）.....	25
3	林野火災の予防の方法.....	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	25
5	その他必要な事項.....	25
IV	森林の保健機能の増進に関する事項.....	26
1	保健機能森林の区域.....	26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項.....	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	26
4	その他必要な事項.....	26
V	その他森林の整備のために必要な事項.....	27
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	27
2	生活環境の整備に関する事項.....	28
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	28
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	28
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	29
7	その他必要な事項.....	29

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

八代市は、九州西岸のほぼ中央、県都・熊本市の南約 35 km に位置し、市域は東西 50km、南北 25km で、東は九州山地の脊梁地帯を形成し宮崎県に境を接し、西は日本三急の一つである球磨川の河口に形成された八代平野が、不知火で有名な八代海を隔てて天草諸島と対峙する。

本市の総面積は 68,136ha であり、そのうち森林面積が **50,104ha** で総面積の約 74% を占め、そのうち民有林面積は **40,236ha** で、そのうち人工林面積は **27,295ha** となっており、人工林率は約 68% となっている。民有林においては、人工林の造成という所期の目的は達成され、森林資源の成熟度は人工林を中心に着実に高まってきており、森林の造成から森林資源の質的な充実段階を経て収穫すべき段階を迎えている。よって今後は、多様な公益的機能の発揮に対する市民の要請や木材需要に対応するための伐期に達した人工林の積極的な主伐による林齢構成の平準化、及び公益的機能を常時維持する為に長伐期施業や育成複層林施業の実施、天然生林的確な保全・管理を推進する。

しかし、林業担い手の減少、高齢化及び本材価格の低迷等による林業経営意欲の減退等により、間伐等の適正な施業及び管理が行われていない森林や伐採後の植林が滞っている森林の増加が危惧される状況にある。さらにシカによる植林木の食害や、成木の剥皮被害が顕著化している。

このような現状を踏まえ、本市では森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となっている自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進し、**溪岸の侵食防止**や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による**確実な更新**を行う。

なお、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、八代市の林業労働力の担い手である森林組合などの林業事業者は、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、主伐や利用間伐を推進するためには高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を図る。

また、適切な森林整備を推進していくために、林業事業者、林業研究グループ、林業普及指導員、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、市、森林所有者、森林組合等で相互に連携を密にして、森林施業の共同化の促進、林業従事者の養成及び確保、林業機械化の導入の促進、林産物の利用促進のための施設の整備等を総合的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は以下のとおりである。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹
全 域	40 年	45 年	35 年	35 年	10 年	15 年

※ 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を**義務付ける**ものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の継持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となることをいう。）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、特に以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に必要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離を、少なくとも周辺森林成木の樹高程度の幅を確保するよう努める。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置する。また、野生動物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。

オ 上記ア～エに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知）（以下、「伐採・搬出指針」という。）や「ガイドライン」^{註1}のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。

また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路^{註2}の設置等については「伐採・搬出指針」や「ガイドライン」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注) 1 「ガイドライン」とは、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」（令和4年4月 熊本県森林整備課策定。）をいう。

注) 2 「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

カーボンニュートラルの推進や「緑の流域治水」に資する観点から、確実な森林再生を図り、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を確立していくことが必要である。

それを踏まえ、人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設の整備を必要に応じて行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ、ケヤキ、カシ類、センダン、ヤマザクラ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとし、下表のとおりとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合や保育の簡素化を図るため植栽本数を少なくする場合などは、林業普及指導員又は市林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	1,500～3,000	
ヒノキ	中仕立て	1,500～3,000	
クヌギ	中仕立て	1,500～3,000	
高木性広葉樹	疎～中仕立て	1,500～3,000	

注）高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

イ その他人工造林の方法

地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について、下表のとおりとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積

	を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。
植付けの方法	通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用に努める。
植栽の時期	2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

それ以外の森林については、基本的に上記と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種について、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	マツ、クヌギ、シイ、カシ、ブナ、カエデ類、アカシデ、ミズキ、ミズナラ、ヒメシャラ、ホウノキ、サワグルミ、その他地域に自生する中高木樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数について、以下のとおり定める。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基筆」を基筆として、生育し得る最大の立木の本数として想定される期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

樹種	期待成立本数
2 (1) の天然更新の対象樹種	10,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る天然更新補助作業について、以下のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき及び植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地拵え	<u>種子の定着に適した環境を整備することを目的とし、1(2)イに定める方法に準じて地拵えを行う。</u>
地表かき 起こし	<u>必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意する。</u>
刈出し	<u>ササ等の被圧により更新が阻害されているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特性や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行う。</u>
芽かき	<u>ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。</u>
植込み及 び播種	<u>稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行う。</u>

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」に基づき、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の継持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

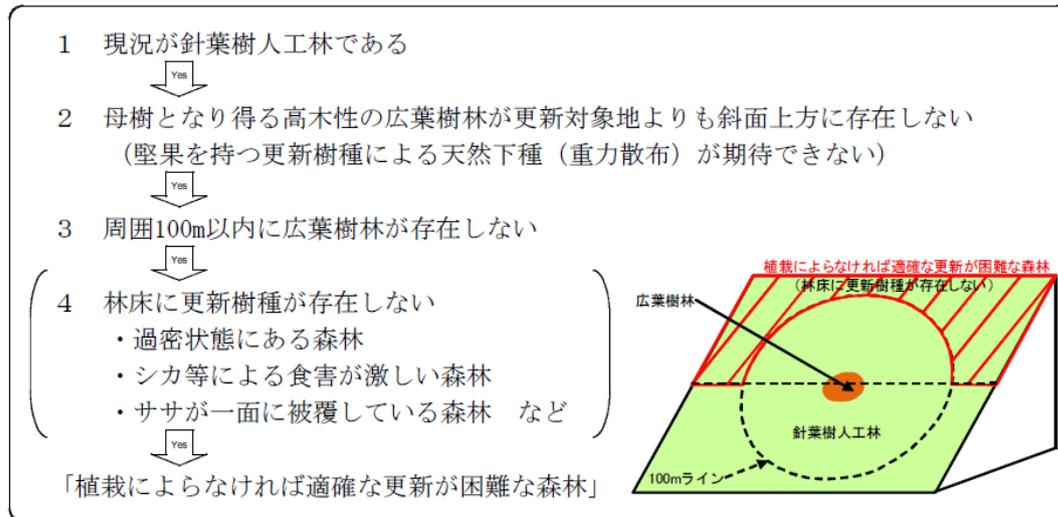
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

(参考) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
1の(1) によるものとする。
 - イ 天然更新の場合
2の(1) によるものとする。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数
2の(2) によるものとする。

5 その他必要な事項

人工林の伐採 (皆伐) 後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

造林地においてシカによる食害が多発している区域にあつては、防護ネット等の鳥獣被害防止施設の整備を行うものとする。

また、補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進、林分の健全化並びに利用価値の向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	一般材	1,500~2,000	△	28~34				
	大径材		△	28~35	39~52	58		
	一般材	3,000	14	23	31			
	大径材		14	23	31	45	57	
ヒノキ	一般材	1,500~2,000	△	34~39				
	大径材		△	34~40	42~55	61	72	
	一般材	3,000	14	25	31			
	大径材		14	25	31	40	55	65

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> 初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。 2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。 間伐率は、材積に係る伐採率で35%以下とするが、伐採年度の翌年度初日から起算して概ね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる範囲内で定めるものとする。 針広混交林へ誘導する場合は、本数率で40%程度の強度な間伐を実施することができるものとする。 高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。 間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。 保安林にあつては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行う。 	

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を図るため、保育の時期、回数、作業方法について、下表のとおり定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設の整備を必要に応じて行うものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	
下刈り	スギ ヒノキ	←															→
つる切り									←								→
除伐									←								→

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

標準的な方法		備考
下刈り：	植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1回（必要に応じて2回）毎年実施する。	
つる切り：	つるの繁茂状況に応じて、下刈り終了後2～3年毎に行う。	
除伐：	つる切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。	

3 その他必要な事項

過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、除々に適正な林分密度に誘導するものとする。

育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下刈りを行う場合は、坪刈り又は筋刈り等の方法により植栽木の食害を抑制するものとする。

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集団化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、作業路網の

整備と機械化による効率的な間伐を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な列状間伐をはじめとした間伐を推進することとする。

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

また、「緑の流域治水」に資する適切な森林の育成を図る観点から、更なる間伐の推進が必要である。加えて、森林は、地球温暖化の原因であるCO₂の吸収源としての役割が注目されてきており、特に、標準伐期齢以下の森林では、そのCO₂吸収機能を最大限に高めるため、保育を目的とした間伐を推進する必要がある。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹
全 域	50年	55年	45年	45年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な

環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林を別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①については、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、アの②については、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、アの③については憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、次の①～③の森林のうち、特にこれらの公益的機能の維持増進を図る森林については、択伐による複層林施業を推進し、それ以外の森林については、複層林施業を推進するものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。それぞれの森林の区域については別表2により定める。

なお、保健・レクリエーション機能、文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

① 地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩

の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹
全 域	80 年	90 年	70 年	70 年	20 年	30 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能評価区分にて木材生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を概要図③により定めることとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定することとする。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れのない森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することと

する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図③のとおり	<u>25,195.46</u>
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図③のとおり	<u>1,582.95</u>
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図③のとおり	<u>167.65</u>
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図③のとおり	<u>28,736.45</u>
<u>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林</u>	<u>概要図③のとおり</u>	<u>527.66</u>

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		概要図③のとおり	<u>25,195.46</u>
長伐期施業を推進すべき森林		概要図③のとおり	<u>1750.6</u>
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	0
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	0

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。このため、特に、市外在住の森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

市外在住の森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目

標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者の多くは、5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うためには、市、森林組合をはじめとした林業事業者、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備し、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同化を促進し森林の整備を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化による合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促

進し、森林作業道等の計画的整備、造林、保育、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるように推進する。

なお、これらの森林施業の共同化等について消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけながら、森林整備に対する重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深める等の機会を繰り返し設けていくこととする。

また、市外在住の森林所有者に対しては、森林を持続的に保全管理することへの啓発とともに森林施業の集約化や共同参画への理解を深めることにより、施業実施協定の締結を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこととする。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこととする。
- ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架線系作業システム	23~34	2~41	25~75

急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	16~26	35~124	60 <50> ~150
	架線系作業システム	16~26	0~24	20 <15> ~ 50
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5~15	0	5~ 15

注1) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方は、次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ集材	枝払い玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスタ	グラブブル	フロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスタ チェーンソー	グラブブル ウインチ	フロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤーダ	フロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地 (30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラブブル ウインチ	フロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	フロセッサ	フォワーダトラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤーダ	フロセッサ	トラック

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画的な基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を必要に応じて設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、又は「林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）」を基本として、「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」、「ガイドライン」に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、別紙計画表のとおりとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号

林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等から「森林作業道作設指針(平成22年月17日林整第656号林野庁長官通知)」を基本とし、「熊本県森林作業道作設指針11(平成23年7月27日付け森整第348号熊本県農林水産部長通知)」に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針等(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)」に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の森林所有者(林業従事者)は、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。したがって、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業等との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道・作業道等の路網整備による生産コストの低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化を高める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合としての機能を十分発揮できるよう、各種事業の受託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

(1) 林業就業者及び林業後継者の育成方策

森林組合及び林業事業者の各種受委託の拡大等を図りつつ、作業員の労働安全の確保、各種社会保険の加入等、労働条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行う。

また、県、市、森林組合等が一体となって森林所有者や高校生等、地域住民を対象に行う林業体験の取組を通じて、森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していく。

上記の方策を推進するため、熊本県林業従事者育成基金等との連携、強化を図ることとする。

(2) 林業事業体の経営体質強化の方策

本市の林業の主な担い手である森林組合については、森林施業の共同化による受注体制の整備により、経営の多角化などを通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化に努める。また、森林組合の広域合併による経営基盤の強化、体質改善等を積極的に支援してきたところであるが、引き続き森林施業の共同化及びそれらの受託に係る受注体制の整備、経営の多角化等を通じた事業化の拡大を図る。

又、就労の安定化、近代化に努めるとともに、木材の安定供給を図るため、素材生産、流通、加工、販売にいたる関係団体、業者等との連携を密にし、集出荷体制の強化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の人工林は 8 齢級以上が過半数を占めており、今後も主伐期を迎える人工林が増加する傾向にあるが、林道や森林作業道等の基盤整備が十分でないことや林家の経営が零細であることなどから、林業機械の導入の遅れが目立っている。

このような中、木材生産性の向上及び労働安全性の確保、労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械等の導入により、環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業にも対応した作業システムの導入を推進し、高性能林業機械作業の普及定着に努めるものとする。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成、作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

なお、急傾斜地で路網整備による林地荒廃が予想される森林にあつては、土地の形質の影響が少ない架線集材等を利用し、災害の未然防止に努めるものとする。

なお、令和 2 年 7 月豪雨において、大規模な皆伐に伴う集材路の開設が土砂流出や山腹崩壊を増幅させたとの意見もあることから、「ガイドライン」に基づく施業を促進していく。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	全流域 （緩傾斜）	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ
	全流域 （急傾斜）	チェーンソー、プロセッサ、フォワーダ、スイングヤーダ	チェーンソー、スイングヤーダ、タワーヤーダ、プロセッサ、フォワーダ
造林 保育等	地拵え、下刈	チェーンソー、刈払い機	チェーンソー、刈払い機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産・流通・加工は、製材工場が数十か所あるがいずれも小規模零細である。今後は、市内に建設される公共施設、一般住宅等の木造化を推進し木材需要拡大を図る観点から、素材の安定供給体制の整備と製材工場間の連携を深め、地元材の有効利用を目指した製材品の共同集荷体制の確立を図る。

また、特用林産物のうちシイタケについては、山間地を中心に生産がおこなわれているが、いずれも個人経営で小規模であり、今後は、生産施設の整備、原木ほだ木の安定供給、経営の共同化・合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図る。

なお、五家荘地域等で進めている山の幸地域づくりについて、新たな新商品を開発することで地域の特産物として販売し、山間地域の活性化や過疎対策等に役立てていく。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ設定する。

(1) 区域の設定

ニホンジカによる被害が生じている森林及び被害の発生の恐れがある森林の区域

について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、その森林被害の状況を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画、森林組合・猟友会等の情報等を基に、別表 3 のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせるものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置、維持管理及び改良の実施。

なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

イ 捕獲

わな（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）及び銃器による捕獲等の実施。

なお、実施に当たっては、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	全林班 (1~48、101~209、301~351、401~537)	<u>40,236</u>

2 その他必要な事項

1 の(2)の実施について、現地調査、森林組合、森林所有者、猟友会等の関係団体から聞き取りを行うことにより、実施状況及びその効果の把握を行うものとする。

なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫の被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進することとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を市長が行使することがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、国、県、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める区域での対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を基本とし、予防及び被害の拡大を防ぐための対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「八代市火入れに関する条例平成17年8月1日条例第135号」によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
八代地区	1～48	<u>4,110.95</u>
坂本1地区	101～145、199～204、209	<u>5,647.82</u>
坂本2地区	146～173、205～208	<u>3,738.00</u>
坂本3地区	174～195、197～198	<u>3,250.22</u>
東陽地区	301～351	<u>4,556.17</u>
下岳地区	401～416	<u>1,624.95</u>
栗木地区	417～437	<u>2,448.55</u>
柿迫1地区	454～468	<u>1,580.48</u>
柿迫2地区	438～453	<u>2,223.44</u>
仁田尾地区	469～490	<u>3,624.31</u>
葉木地区	491～506	<u>2,611.94</u>
樅木地区	507～524	<u>2,779.70</u>
久連子椎原地区	525～537	<u>2,039.44</u>

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

八代産材の利用促進や椎茸等の特用林産物の販路拡大、の林内栽培等特徴のある森林利用を促進する。

また、市有林の一部を森林体験活動のためのフィールドとして活用し、都市住民の受け入れ体制を整備し、八代市の山村の活性化を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設については、市民が森林とふれあう場として活用されており、当該施設を含む森林については施設と一体的な整備を推進し、森林浴・自然観察・キャンプ等に適した森林レクリエーションの場として適切な施業を進めるものとする。

また、当該施設の利用促進を図るため、遊歩道等の整備を行うものとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		備考
	位置	規模	位置	規模	
妙見創造の森	妙見町	23ha 林内歩道 5,272m 林内作業場 3箇所			
八竜山自然公園	坂本町 中谷 荒瀬	森林体験交流センター 346 m ² 休養施設 1棟 63 m ² バンガロー3棟 90 m ²			
坂志谷自然公園			東陽町 南	50ha 遊歩道 展望台	
矢山岳山頂公園	泉町 栗木 下岳	遊歩道 1.5km	泉町 栗木 下岳	レッキングコース 3km	
	泉町 栗木 下岳	吊橋 遊歩道 0.5km	泉町 栗木 下岳	遊歩道 2km	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

ボランティア団体等から森林作業の実施場所等について相談があった場合は、場所の選定、森林所有者等に対する説明を積極的に行う等斡旋活動を行う。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市を流れる球磨川、氷川の豊かな水は、上流域の森林により育まれ、その恩恵は下流域にももたらされていることから、上流域の森林整備に下流域の住民が協力していくことに重要な意義がある。

このため、住民参加による森林整備の推進にあたっては、上流域の住民・関係団体等と連携して森林の持つ水源涵養機能等の公益的機能について下流域に理解を求め、森林造成、育林活動に参加協力してもらうよう積極的に働きかける。

(3) その他

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、八代市及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

また、保安林等法令により施業が制限されている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事業

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし